

随意契約理由書

1 案件名称

あいりんシェルター 一式借入（再リース）

2 契約の相手方

大和リース株式会社

3 随意契約理由

「生活困窮者自立支援法」に基づき、各地方自治体に課せられた生活困窮者の自立支援に係る事業を実施する責務（同法第4条）を果たすため、今年度においても、同法に定める事業の一つとして、生活困窮者に一時的な宿泊場所や衣食の供与を行う「居住支援事業」を実施しており、その事業実施場所として、あいりんシェルターを活用している。

同シェルターは平成27年度に大和リース（株）とリース契約を締結し、施設の借り入れを行ったうえで事業を実施しており、その契約期間は令和7年11月末で終了するが、12月以降においても事業を継続し、施設の借り入れを行う必要が生じたため、令和8年3月末まで再リース契約を締結しているところである。

令和8年4月以降も円滑に事業を継続するためには、既存施設を再リースする必要があることから、施設所有者の大和リース（株）と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部自立支援課（電話番号 06-6208-7924）

随意契約理由書

1 案件名称

自立支援センター舞洲施設物品一式 借入（再リース）

2 契約の相手方

株式会社 オービス大阪営業所

3 随意契約理由

「生活困窮者自立支援法」に基づき、各地方自治体に課せられた生活困窮者の自立支援に係る事業を実施する責務（同法第3条第1項）を果たすため、今年度においても、同法に定める事業の一つとして、生活困窮者に一時的な宿泊場所や衣食の供与を行う「居住支援事業」を実施しており、その事業実施場所として、自立支援センター舞洲を活用している。

同センター舞洲は平成17年度に（株）オービスより施設の借り入れを行ったうえで事業を実施しており、その契約期間は3月末で終了するが、4月以降の施設の借り入れに際し入札を実施し相手方を選定した場合、既存施設の撤去及び新規施設の設置が必要となるため、その間、事業が実施できない状況となる。そのため、4月1日以降も円滑に事業を継続するためには、（株）オービスの既存の施設を利用する必要がある。

施設確保の方法については、買い取りを行うか借り入れを行うかの2通りが考えられるが、現行施設の買い取りや新しい施設の建設を選択するような場合、今後の自立支援センター運営体制の決定以前に、舞洲に施設を固定化することになるほか、買入に係る所要経費は国庫補助金の補助対象外となる。一方で借り入れを行う場合、今後の運営場所についての検討を行うことが可能であり、借入経費は国庫補助対象となることから、本市の負担も軽減される。

以上の理由から、施設所有者の（株）オービスと契約することが本市にとって最も合理的であるため、随意契約を締結する。

なお、同施設の維持管理については、現契約のなかで（株）オービスが実施しており、来年度以降の使用について、安全面で支障がないことを確認している。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部自立支援課（電話番号 06-6208-7926）

随意契約理由書

1 案件名称

(国保事務用) 令和8年度 週刊国保実務 (令和8年4月～令和9年3月分)
ほか1点 買入

2 契約の相手方

(有)社会保険実務研究所

3 随意契約理由

週刊国保実務は、国民健康保険をはじめとし医療保険制度に関する最新情報が網羅されており、国民健康保険事務の実施に最適な図書と考えられる。

また、週刊年金実務は、国民年金、厚生年金保険ほか年金制度全般に関する最新情報が網羅されており、国民年金事務の実施に最適な図書と考えられる。

いずれの図書についても、契約相手方が出版元であり、契約相手方以外では販売されていない書籍であるため、出版元である(有)社会保険実務研究所と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課管理グループ

(電話番号 06 - 6208 - 7978)